

平成30年度 東久留米市財政の健全化判断比率等及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類の審査方針

令和元年6月21日決定

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

2 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 資金不足比率

3 審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月16日まで

4 審査の方法

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、健全化判断比率等について検証する。さらに、健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施する。

5 審査の観点

i 健全化判断比率等

次の事項に留意し、健全化判断比率等について検証する。

(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該
超える額
 - ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外
の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足
額の合計額
 - ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計
の実質黒字の合計額
 - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余
額の合計額

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \quad \text{の3か年平均}$$

- ・ 準元利償還金：①から⑤までの合計額
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦
償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企
業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等
が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：①から⑧までの合計額
 - ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：上記①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

ii 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類

別に定めるチェックポイントのうちから適宜抽出し、その書類の正確性について検証する。